

旅費規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人秋田県臨床検査技師会（以下「会」という）の役員または会員が会の業務につき旅行する場合に支給する旅費について定める。

(基本事項)

第2条 会員の所属する組織が当会の出張に関する旅費を支払うことを認めた場合または他の団体等により旅費が支払われる場合は、当会はその部分の旅費を支払わない。

- 2 旅費を支払う場合は、最も合理的かつ経済的な交通費および宿泊費を選択して請求するものとする。
- 3 役員等が理事会の目的で旅行した場合は、旅費等を支給することができる。ただし、総会時に開催する理事会では、原則として交通費のみの支給とする。

(交通費の種類)

第3条 利用できる交通手段は、次の通りとする。

- (1) 列車 県内移動の場合は普通料金のみ
- (2) 航空機 エコノミークラスの実費
- (3) 自動車 自家用車の場合は 10km/lのガソリン代
- (4) 船舶 実費

- 2 用務先が県内である場合は、所属施設が所在する最寄駅から、用務先の最寄駅までの鉄道料金を基本とし、百円未満は切り上げて算出する。（参考：別紙）

(食卓料)

第4条 宿泊料に食事代が含まれない場合の食卓料は、次の通りとする。

- (1) 朝食：1, 000円
- (2) 夕食：1, 500円

(宿泊料)

第5条 宿泊料金は、1泊10, 000円以内の実費とする。

(日当)

第6条 日当の支給日は用務の遂行日及び用務のための前泊若しくは後泊した日とする。

- 2 日当は5, 000円とする。ただし、以下の場合は半日当（2, 500円）とする。
 - (1) 片道100km未満かつ4時間未満の用務の場合
 - (2) 用務のための前泊若しくは後泊した日

(旅費の請求)

第7条 旅費は、概算請求と精算請求の2種とする。

- 2 旅費の精算は、帰着後15日以内に行うこととする。

(旅費の支払方法)

第8条 原則として、その都度現金にて行うものとする。

- 2 現金支払ができない場合は、当事者と会計担当者が個別に協議して支払方法を決めることとする。

附 則

- 1 この規程は理事会の決議を経なければ改廃することができない。
- 2 この規程は平成11年5月23日から施行する。

平成18年6月16日変更

平成23年9月16日変更

平成24年1月27日変更

平成30年4月1日変更

この規程は令和3年4月1日から施行する。

(参考)

「旅費規程」にかかる交通費の参考（用務先が秋田市の場合）

(単位：円)

市町村	最寄駅	主要施設	交通費	鉄道料金 (往復)
鹿角市	十和田南	大湯リハビリ	5,300	4,620
	大滝温泉	秋田労災		4,620
	鹿角花輪	かづの厚生		5,280
大館市	扇田	大館市立扇田	4,000	3,960
	大館	大館市立		3,960
北秋田市	鷹巣	北秋田市民	3,100	3,040
能代市	向能代	能代厚生	2,400	2,340
	東能代	能代山本医師会		1,980
	能代	JCHO 秋田		2,340
男鹿市	男鹿	男鹿みなど	1,600	1,540
八郎潟町	八郎潟	湖東厚生	1,100	1,020
潟上市	大久保	杉山、南秋田整形	1,000	840
	二田	藤原記念		840
秋田市	追分	今村	0 ただし、総会時に 開催する理事会 の場合は1,000円	480
	土崎	秋田厚生、土崎、五十嵐記念		400
	泉外旭川	外旭川		380
	秋田	(省略)		0
	和田	AKH		480
由利本荘市	羽後本荘	由利組合、由利本荘医師会、 本荘第一、佐藤病院、菅原病院	1,600	1,540
仙北市	角館	市立角館	2,700	2,680
仙北市	田沢湖	市立田沢湖	3,400	3,380
湯沢市	湯沢	雄勝中央	3,100	3,040
羽後町	湯沢	羽後	3,100	3,040
横手市	横手	平鹿、市立横手、市立大森、	2,700	2,680
大仙市	大曲	大曲厚生、大曲中通、花園	2,000	1,980